

各 位



平成18年4月20日

会 社 名 株式会社 カ ン セ キ
代 表 者 名 代表取締役社長 服部 吉雄
(J A S D A Q ・ コード 9 9 0 3)
問 合 せ 先
役職・氏名 総務部長 高崎 勝彦
電 話 0 2 8 - 6 5 8 - 8 1 2 3

定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年4月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成18年5月25日開催予定の第32回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議しましたのでご通知いたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成18年5月25日
2. 定款の一部変更の趣旨および目的
 - (1) スマイルカード(当社のポイントカード)の利便性向上のため、キャッシング事業の展開を視野に入れ、目的に変更案第2条第23項を追加するものであります。
 - (2) 「電子公告制度導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、現行定款第4条の当社の公告の方法を変更するものであります。
 - (3) 経営・監督機能と業務執行機能を区分する目的で、執行役員制度を導入するため、変更案第27条を新設するものです。
 - (4) 「会社法」(平成17年法律第86号)に基づき、必要な規定の整備を行うものであり、主な変更点は下記のとおりであります。
 - 1) 取締役会をより機動的・効率的に運営できるようにするため、変更案第23条を新設するものであります。
 - 2) 社外取締役および社外監査役にふさわしい優秀な人材の招聘を容易にするため、変更案第25条(取締役の責任免除)、変更案第34条(監査役の責任免除)を新設するものであります。

3)「会社法」の施行に伴い、会計監査人が新たに株主代表訴訟の対象とされたことから、社外取締役および社外監査役とのバランスを考慮し、変更案第40条(会計監査人の責任免除)を新設するものです。

(5) その他文言の変更および条数の繰り下げ等を行うものであります。

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>第 1 条 (条文記載省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(条文記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>23. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>第 3 条 (条文記載省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>東京都内において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>23. <u>金銭の貸付、その質借の媒介並びにその貸付の保証</u></p> <p>24. <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告</u> <u>によることができない事故その他やむを得ない事由が生じ</u> <u>たときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株式の総数および株式の消却)	(発行可能株式総数および株式の消却)
<p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、5,100 万株とする。</p> <p>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、5,100 万株とする。</p> <p>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</p>
第 6 条 (新設)	(株券の発行)
(取締役会の決議による自己株式の買受け)	第 6 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
第 6 条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議により自己株式を買受けることができる。</u>	(自己の株式の取得)
(1 単元の株式数)	第 7 条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>
第 7 条 当社の 1 単元の株式の数は、1,000 株とする。	(単元株式数および単元未満株券の不発行)
(単元未満株式の不発行)	第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。
第 8 条 <u>当社は、1 単元に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>	2. <u>当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第 9 条 <u>株券の種類および株式の名義書換、質券の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り、実質株主通知の受理、その他株式に関する取扱およびその手数料については取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	第 9 条 <u>株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他の株式または新株予約権および株券喪失登録に関する取扱いおよび手数料は取締役会において定める株式取扱規則による。</u>

当社現行定款	変更案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定</u>する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、届出の受理、実質株主通知の受理、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使することのできる株主とする。</p> <p>2. <u>本定款に定めるもののほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3カ月以内</u>に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>これに当たる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>決する。</u></p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定める。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、<u>その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>前項に定めるほか、必要あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録株式質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年事業年度末日から3か月以内</u>に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

当社現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は総会ごとに代理権を証する書面を<u>当会社</u>に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名して、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備置する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第17条 当社の取締役は、10名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3. <u>取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員、または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議により<u>取締役の中から代表取締役を1名以上選任する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議をもって取締役社長を選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は総会ごとに代理権を<u>証明する書面</u>を<u>当社</u>に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録の議事については、<u>法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>3. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>4. <u>2項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員、または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から代表取締役を1名以上選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって、取締役社長を選定する。</u></p> <p>3. <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

当社現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>2 .<u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし緊急の必要ある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 22 条 取締役会に関するその他の事項は別に取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>第 5 章 (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。<u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。<u>ただし緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 23 条 当社は、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 26 条 取締役会に関するその他の事項は法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p>第 5 章 執行役員</p> <p>(執行役員および定員)</p> <p>第 27 条 当社は、取締役会の決議により 10 名以内の執行役員を置くことができる。</p> <p>2 .<u>執行役員に関する事項については、取締役会の定める執行役員規則による。</u></p>

当社現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第23条 当社の監査役は、4名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2. 監査役の選任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(任期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第25条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>2. 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第26条 監査役会に関するその他の事項は、別に監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第28条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数および選任方法)</p> <p>第29条 当社の監査役は、4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結する時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第31条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p> <p>2. 監査役会の招集通知は、会日の3日前まで各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 監査役会に関するその他の事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第35条 当社は、会計監査人を置く。</p>

当社現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(員数)</p> <p>第36条 社の会計監査人は2名とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第37条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(任期)</p> <p>第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第27条 社の営業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとし、2月末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当および中間配当)</p> <p>第28条 社の利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5が定める金銭の分配(以下中間配当金という。)をすることができる。</p> <p>3. 利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 計 算</p> <p>(事業年度および決算期)</p> <p>第41条 社の事業年度は毎年3月1日から翌年2月末日までとし、2月末日を決算期とする。</p> <p>(剰余金の配当および中間配当)</p> <p>第42条 剰余金の配当は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>3. 剰余金の配当金(中間配当金を含む。)は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p>